

関係の規則としての法

—— サヴィニー『現代ローマ法体系』に
採用されなかった法概念(1) ——

耳野 健二

目次

- 第1章 問題の所在とその意義
- 第2章 §.52の成立過程の概要とベトマン=ホルヴェークによる評価
- 第3章 ベトマン=ホルヴェークによる法の宗教的基礎づけとその帰結(以上本号)
- 第4章 第1草稿におけるサヴィニーの法概念
- 第5章 ベトマン=ホルヴェークの内容と第1草稿との関係
- 第6章 第2草稿におけるサヴィニーの法概念
- 第7章 おわりに ——「人間と人間の関係の規則としての法」という法概念の意義 ——

第1章 問題の所在とその意義

1. 問題の所在

サヴィニーの『現代ローマ法体系』第1巻(1840年、以下『体系』とよぶ)は、法源論(第1部「法源」と法体系の基礎論(第2部第1章「法関係の本質と種類」)を内容としており、そこには法の一般理論も含まれている。そのうち、法体系の基礎論の冒頭を飾る第52節(以下§.52と略記)は「法関係の本質」と題され、哲学的視角からの法概念の解明がなされている。この法概念は、これに続く諸節において展開される私法理論の起点となる重要な見解である。

サヴィニーはこの§.52において、法概念を「かの境界が、そしてかかる境界を通じてこの自由な領域が、規定されるところの規則が、法であ

る」(以下これを【定式1】と称する)と定式化している。これは主として、個人の自由を起点に、自由と自由の(境界線)として法を説明していると言ってよいであろう。

ところで、サヴィニーが定式化したこのような法概念について、歴史的には別の概念が採用される可能性があった。サヴィニーの遺稿を調べると、彼は『体系』§.52の草稿を作成する過程で、上記の定式とは異なる法概念を用いていることがわかるのである。草稿の推敲の過程に鑑みると、事情が許せばこの別の概念が公刊された『体系』のテキストに登場する可能性があった。しかし実際には、最終的にこの概念は採用されることなく終わった。

『体系』§.52の成立史については、すでにハンス=キーフナーによる重要な研究が存在する⁽¹⁾。それによれば、サヴィニーは§.52のために、順次三つの草稿を著わした。複数の草稿が存在するのは、サヴィニーが草稿を著わすたびにそれを友人の法学者にみせ、その意見を取り入れて草稿を作りなおしていたからである。マールブルク大学に所蔵されるサヴィニーの遺稿を活用したこの研究は、サヴィニーが試行錯誤しながらその法概念の確定を試みていた様をはじめと赤裸々に明らかにした。この研究のはかりしれない価値は、ここで改めて強調するまでもないほどである。だが、この研究は、サヴィニーの遺稿をはじめとする一次資料の紹介を主な内容とし、その詳細な分析にまでは立ち入っていない。しかしながら、そこで紹

(1) Hans Kiefner, Das Rechtsverhältnis. Zu Savignys System des heutigen Römischen Rechts : Die Entstehungsgeschichte des §. 52 über das „Wesen der Rechtsverhältnisse“, in: Festschrift für H. Coing, München 1982, Bd. 1, SS. 149-176. (Ders., Ideal wird, was Natur war (1997)に再録) 筆者もきわめて不十分ながら、同様の資料の紹介を試みたことがある。拙著『サヴィニーの法思考』第7章参照。

(2) ここで用いられるサヴィニーの遺稿は Ms. 955/11, Bl. 1-243 である。以下本稿において引用するさいは、たんに Bl. ○○ という形で引用する。なお遺稿の解説にあたっては、フランクフルト大学法学部名誉教授ヨアヒム=リュッケルト先生に御協力いただいた。ここに記して感謝申し上げます。当該遺稿については、マールブルク大学のホームページ上で閲覧することができる。http://savigny.ub.uni-marburg.de/を参照。なお、本稿は以下の科研究費による研究成果の一部である。「遺稿に基づくサヴィニー『現代ローマ法体系』の成立過程の研究」(基盤研究(C)、平成22年度~24年度、課題番号22530019)

介されたテキストには、公刊されたテキストには見られない表現や用語も散見され、あらためて詳細な検討に値するものであることは、明らかであるようにみえる。

では、この草稿でサヴィニーが書き残した別の法概念とはどのようなものであったのだろうか。サヴィニーは遺稿のひとつに「人間と人間のかかる関係の規則が法である」という定式を記している（以下これを【定式2】と呼ぶ⁽³⁾）。これが、公刊された『体系』の§. 52には採用されなかった法概念、いわば幻の法概念である。本稿は、この幻の法概念に着目し、その意義に考察を加えることを目的とする。

2. 法体系の基礎づけにおける〈関係〉概念の使用

ところで、『体系』に採用されなかった法概念として【定式2】に注目するとき、興味深い論点の一つがある。それは、この定式に「関係[Verhältnis]」という語が使用されていることである。

かつて、サヴィニーの法思想の理解にあたっては、民族精神論にみられるロマン主義的側面が強調される一方、§. 52に示される法概念については、主観的法＝権利の体系たる私法体系の基礎として解釈されることがあった⁽⁴⁾。またその法概念は、古くからカント倫理学との関連が指摘されて

(3) この定式の所在については、第5章を参照のこと。

(4) サヴィニーの法理論に関する内外の文献の数は膨大であるので、本稿の限られた紙面でその全てを網羅することは不可能である。ここでは、明確に§. 52の法概念の定式をあげている代表的な記述として *Helmut Coing, Europäisches Privatrecht, Bd. II (19. Jahrhundert), München 1989, S. 43f.* だけを参照。コーイングはサヴィニーの『体系』§. 52の法概念を紹介したうえで、「それゆえ、私法の基本要素は主観的法＝権利」であり、「この主観的法＝権利は自由の領域、そこにおいて人間が自由に、自律的に、自らの意思に従って支配し生活することのできる領域である」と述べる。この場合、「そのような主観的法＝権利の相互併存から、法共同体の個々の構成員間に存在する法関係が生ずる」のであり、「たとえば時間の経過のような別の客観的要因が並行してある役割を演じることがありうる」とされる。なお体系論の性格については、「特定の社会的諸現象（諸状況と諸関係）の全体秩序である」という説明がみられ、サヴィニーにおける〈関係〉の働きを看過しているわけではない。

きたこともあり、この点で、サヴィニーの法理論と個人の自由との関連が強調されてきた。

ところが、これに対して、サヴィニーの法体系論において「関係」が重要な意義をもつことは、実はかなり早くから指摘がある。たとえば、シュタールはその法哲学（『歴史的観点による法の哲学』第2巻、1833年）において、「実定法の合理主義的体系」を「現代法律学全般における配列」の「排他的な」手法と断じつつ、これと対比するかたちで「フーゴー、サヴィニー、ハイゼ、アイヒホルン、ミューレンブルフがようやく、ふたたび、諸関係〔Verhältnisse〕という基準を市民法に導入し始めた」と指摘している。⁽⁶⁾あるいはベトマン=ホルヴェークも1867年にサヴィニーの業績をふりかえるなかで、その法体系の基礎づけ理論の特徴を次のように述べて高く評価している。「……ここでは、少なくとも、非常に尊重に値する試みがなされているのであって、それは、法の一般概念から、そして、人間の感性的-理性的本性を通じて与えられた・外界との最重要の諸関係〔Verhältnisse〕におけるその現実化から、個別的なものを必然性をもって導出することである。」⁽⁷⁾近時では、サヴィニーの法体系の基盤として

(5) ヨアヒム=リュッケルトは論文「19世紀の法理論・政治理論におけるカント受容」のなかで、この定式が「カント的意味」で解釈されうる可能性を示唆しつつ、その根拠としてアーレンス『自然法』の一節の参照を指示している。Rückert, Joachim, Kant-Rezeption in juristischer und politischer Theorie (Naturrecht, Rechtsphilosophie, Staatslehre, Politik) des 19. Jahrhunderts, in: John Locke und/and Immanuel Kant. Historische Rezeption und gegenwärtige Relevanz, hg. von M. P. Thompson, Berlin 1991, SS. 144-215, hier, S. 192, Fn 194. — アーレンスによれば、カントの法論は当時のドイツの私法学に大きな影響を与えているが、かかるカントの法理解は「抽象的形式主義」と称されるべきものであり、それゆえその受容の在り方には大きな欠陥がみとめられる、とされる。Ahrens, Naturrecht Bd. 1, S. 148f. カントとの関連について近時では、たとえば Wieacker, Privatrechtsgeschichte der Neuzeit, 2.A. (1967), S. 397f. を参照。サヴィニーとカントとの関係についても古典的な研究としては次のものが今でも重要である。Hans Kiefner, Der Einfluß Kants auf Theorie und Praxis des Zivilrechts im 19. Jahrhundert, in: Philosophie und Rechtswissenschaft, Zum Problem ihrer Beziehung im 19. Jahrhundert, hg. v. J. Blühdorn und J. Ritter, 1969 Frankfurt am Main, SS 3-25.

(6) Friedrich Julius Stahl, Die Philosophie des Rechts, Bd. 2.1. (1833), S. 147f.

(7) Bethmann-Hollweg, Friedrich Carl von Savigny, Zeitschrift für Rechtsgeschichte, Bd. 6, SS. 42-81, hier S. 56. また同 64f. にも関連する記述が見られる。他方で、ベトマン=ホルヴェークは、サヴィニーの体系の端緒が「人格、自由、意思」といった「倫理学の基本概

「人と人の関係」としての「法関係」が重要な意義をもち、かつこれが権利の体系と対比されるべきものであることを、リュッケルトが明確に指摘している（2007年⁽⁹⁾）。

リュッケルトによれば、サヴィニーの法体系においては、「まずもって可視的な個人的力とこれに基づく主観的法＝権利が根本的ではなく、法関係こそが根本的」である。つまり「重要なのは、諸々の法関係の体系であって、サヴィニー以前の者たちと以後の者たちにおけるような、諸権利の体系ではない」。たしかにサヴィニーは、その法概念において「自由な領域」を語っており、意思的諸関係を重視してはいるが、これらは法関係においてこそ具体的に解明される。このことは「主観的に確定されるわけではなく」、「民族の精神活動およびその「肉体」つまり具体的な国家から」得られるのである。つまり、サヴィニーの法体系においても、民族精神論に基づく法源論が法概念に反映されており、その意味で主観的法＝権利はそれだけで存在するのではなく、法関係を基盤としているのであって、この法関係を規律する規則は民族精神の所産として解釈されねばならない。ここでは、〈関係〉概念の使用は、サヴィニーが裸の個人を法体系の最終的な基盤としたわけではないこと、またそのような個人はすでに何らかの関係に組み入れられていることを示唆している。「人間はつねにすでに「法関係」に組み入れられており、この「法関係」こそがはじめ、法として規定されねばならない」のである。⁽¹⁰⁾

念」にあることも確認している（同 S. 54）。

(8) Savigny, System I, S. 333f.

(9) Joachim Rückert, Savignys Dogmatik im „System“, in: Festschrift für Claus-Wilhelm Canaris zum 70. Geburtstag, hg. v. Andreas Heldrich, Jürgen Prölss Ingo Koller u. a., Bd. 2, München 2007, SS. 1263-1297 (Ders., Savigny-Studien (2011) に再録), hier, S. 1286.

筆者もかつてサヴィニーの法体系を「関係を基礎とする法秩序」として説明しようと試みたことがある。拙稿「〈関係〉を基礎とする法秩序——サヴィニー法体系論における法関係の意義」、『Historia Juris, 比較法史研究』14、162-231頁。

(10) Rückert, Savignys Dogmatik (前出注9), S. 1286f. なお、リュッケルトはこのように「法関係」の意義を説いているとはいえ、サヴィニーの法体系が「人格、自由、意思」を出発点とすることもまた銘記していることにも注意することも留意しておきたい。なおここでリュッケルトは、ベトマン=ホルヴェークのサヴィニー解釈を参照している。同

ここでは、主観的法＝権利を強調する解釈と、〈関係〉に注目する解釈のいずれが適切であるか、あるいは両解釈の関係がそもそもいかなるものか、といった点を論ずることはできない⁽¹¹⁾。ただ、サヴィニーの法理論において個人の自由が重要な位置づけをもつことには疑問の余地がないものの、その一方で、とくに法体系の基礎づけ理論の特徴について、後者の見解が相当に古くから（サヴィニーの同時代から）存在してきたことについて、あらためて注意を喚起するにとどめたい。

さて興味深いことには、サヴィニーは公刊された『体系』の法概念の定式【定式1】では、〈関係〉概念を明示的に用いておらず、むしろ自由を強調する表現を採用した。これが公刊されたテキストに採用された概念である以上、まずはこの表現が尊重されるべきことは、言うまでもない。だがその一方で、最終的に放棄されたとはいえ、草稿の段階でサヴィニーが〈関係〉概念を明示的に用いた法概念の使用を模索していたとすれば、そうした事実が何を意味するのか、あるいはサヴィニーの法理論を理解するうえでいかなる意味を持ちうるのか、これらは重要な検討対象になるのではないだろうか。

他方この点に関連して、別の問題もある。すなわち、〈関係〉概念を用いて別の定式の採用を試みたとはいっても、概念の実質に違いはなかった可能性も無視することはできない。だが本稿では、〈関係〉概念を使用することでサヴィニーが【定式1】にはない含意を【定式2】で表現しようとした可能性があることを、むしろ明らかにしたい。

以下では、まず§.52の成立過程の概要を確認したうえで、「人間と人間の関係の規則としての法」という定式が、その成立過程に現われることを確認する。くわえて、それが公刊された『体系』における法概念といかなる関係に立つのか、予備的な考察をおこなう（第2章）。ついで、主題

↘ Fn. 69 参照。前出注7も参照。

(11) サヴィニーの法体系の基礎づけの理論をどのように理解するかについては、膨大な文献が蓄積されている。たとえば1994年までの文献について *Nörr, Savignys philosophische Lehrjahre* (1994), S. 274, Fn. 75 を参照。

の解明の鍵となるベトマン=ホルヴェークの法思想の特徴を、とりわけ法の宗教的基礎づけの要点を明らかにし、あわせてこれに対するサヴィニーの反応を確認する（第3章）。そのうえで、まずはサヴィニーの一番目の草稿を素材に、そこに含まれる法概念とその文脈を検討する（第4章）。この草稿にすでに【定式1】が現われているため、この定式の意義を中心に検討をおこなう。つぎに、この第1草稿に対するベトマン=ホルヴェークのコメントの内容と理論的含意を検討する（第5章）。サヴィニーはこのベトマン=ホルヴェークのコメントに従うかたちで、草稿を書き換え、二番目の草稿を作成したからである。そのうえで、この第2草稿に【定式2】が登場することから、この草稿の内容を詳しく検討することで、法概念の定式に〈関係〉の語を使用するサヴィニーの見解を明らかにする。くわえて、ベトマン=ホルヴェークのコメントならびに第2草稿の内容の比較検討をおこなうことで、【定式2】の意義を明らかにする（第6章）。

第2章 §. 52の成立過程の概要とベトマン=ホルヴェークによる評価

1. §. 52の成立過程 —— 三つの草稿と法概念の定式の違い

ここでは、『体系』§. 52の成立過程の概要を確認しつつ、三つの草稿に現われる法概念のそれぞれの意味合いを明らかにし、のちの考察のための前提となる諸点を確認する。

サヴィニーは『体系』第1巻の序言〔Vorrede〕のなかで、『体系』の執筆過程を自ら記録している。それによれば、1835年の春に「計画」が作成され、同年の秋以降に§. 52を含む部分の「仕上げ」が開始された。⁽¹²⁾ 遺稿群に含まれるこの序言に関連する断章では、§. 52を含む草稿は、1836年に書かれ、1837年に改稿された⁽¹³⁾とされている。これに対して、こ

(12) Savigny, System I, S. XLIX.

(13) Bl. 86r.

ここで取り上げる草稿の成立過程は、それ以降のプロセスとみてよい。このことは、そこに含まれる一連の草稿の相互関係から推測される⁽¹⁴⁾。

ここにいう『体系』§. 52の成立過程には、サヴィニーが著わした三つの草稿（第1草稿～第3草稿）と、公刊された『体系』に採用された最終版のテキスト、そして三つの草稿に関連する友人の法学者によるコメントを含む。それらを時系列に並べると以下ようになる。

成立順	本稿での略称	作成者	成立日	法概念
1	第1草稿	サヴィニー	不明	【定式1】
2	ベトマン=コメント1	ベトマン=ホルヴェーク	1838.5.21	
3	第2草稿	サヴィニー	不明	【定式2】
4	プフタ=コメント	プフタ	1839.10.19	
5	ベトマン=コメント2	ベトマン=ホルヴェーク	1839.11.8.	
6	第3草稿	サヴィニー	不明	【定式3】
7	ルドルフ=コメント	ルドルフ	不明	
8	公刊された§. 52	サヴィニー	1840	【定式1】

サヴィニーが作成した三つの草稿については、成立日を確認することはできない。しかし、最初に第1草稿が作成され、これに対してベトマン=ホルヴェークの一番目のコメント（ベトマン=コメント1）が出され、これに応えるかたちで第2草稿が著わされたことは、内容から明らかである。ついで、第2草稿に対してプフタのコメント（プフタ=コメント）とベトマン=ホルヴェークの二番目のコメント（ベトマン=コメント2）が出され、再びこれに応えるかたちで第3草稿が作成された。最後に、一連の過程をふまえ、ルドルフがさらにコメントを述べ（ルドルフ=コメント）、サヴィニーはそれに従うかたちで最終稿を仕上げ、これを印刷原稿とした⁽¹⁶⁾。

(14) ちなみに、公刊された『体系』第1巻の序言は、1839年9月付となっている。
Savigny, System I, S. L.

(15) 第1草稿は、サヴィニーが第2部第1章の成立時期とした1836年-1837年に作成された草稿の一部であった可能性がある。この点につき拙稿「サヴィニー『現代ローマ法体系』§ 52の成立過程の一局面——遺稿に基づく一考察」、『産大法学』48巻3・4号670-639頁、参照。

(16) 公刊されるテキストにおいて【定式1】を採用するよう提案したのもルドルフである。↗

このような経過からうかがえるとおり、サヴィニーは三つの草稿を著わしており、その各々に法概念の定式が現われる。いずれの草稿も数頁にわたる相当の分量をもち、内容は同一ではない。それらの内容を最も簡潔に法概念のかたちで定式化していると思われる文言だけをそれぞれの草稿から抜き出すと、以下のようになる。

— 第1草稿：「かの境界が、そしてかかる境界を通じてこの自由な領域が、それぞれ規定されるところの規則が、法である。〔Die Regel, wodurch jene Gränze und durch sie dieser freye Raum bestimmt wird, ist das Recht.〕⁽¹⁷⁾ — 【定式1】

— 第2草稿：「人間と人間のかかる関係の規則が法である。〔Die Regel dieses Verhältnisses des Menschen zum Menschen ist das Recht.〕⁽¹⁸⁾ — 【定式2】

— 第3草稿：「人間と人間のかかる関係をわれわれは法と呼ぶ、そしてかかる法の規則が法的法則である……〔Dieses Verhältniß des Menschen zum Menschen nennen wir das Recht, und die Regel desselben ist das Rechtsgesetz. . . .〕⁽¹⁹⁾ — 【定式3】

このように並べてみると、【定式2】と【定式3】がいずれも〈人間と人間の関係〉という表現を用いている点で共通しており、この表現を用いない【定式1】と明確な対比をみせていることがわかる。ちなみに、サヴィニーは最終的にルドルフの助言に従い、【定式1】を採用したため、公刊された『体系』§. 52にはこの定式の法概念を見いだすことができる。⁽²⁰⁾

さて、一番最初に作成された【定式1】では、法を表わす実質として

ㄨ だが本稿ではこの点には立ち入らない。さしあたり *Kiefner*, *Das Rechtsverhältnis* (前出注1), S. 166f を参照。

ルドルフについては以下を参照。 *Landsberg*, *Geschichte der deutschen Rechtswissenschaft* Abteilung 3, Hlbband 2, SS. 462-465, Noten, SS. 206-207. *Haferkamp*, *Rudorff*, *Adolf August Friedrich*, *Rechtshistoriker*, in: *NDB* 22, SS. 203-204.

(17) Bl. 214r-214v. *Savigny*, *System* I, S. 332.

(18) Bl. 223v.

(19) Bl. 232v.

(20) *Kiefner*, *Das Rechtsverhältnis* (前出注1), S. 167.

〈境界〉と〈自由な領域〉という表現が用いられていることがわかる。定式中の「かの境界」とは、「外界」に存在する人間が「相互に並び立って」存在するさいに、「個々人の現実存在と活動が、安全で自由な領域を獲得するところの、不可視の境界」である⁽²¹⁾。つまり、「境界」とは、個々人に割り当てられた活動領域の境界線であり、とりわけ自由と自由の境界線のことである。ここでは、自由の主体である個々の人間そのものは後景に退き、「個々の人に帰せられる力」、「その人の意思が支配をなす領域」⁽²²⁾としての権利が、前景に現われている。

以上に対して、第2草稿の【定式2】において、はじめて「関係」という言葉が用いられる。定式中の「かかる関係」とは、前後の文脈を考慮すると、「善」が「自由」を通じて成立することから、自分自身のみならず他人においても、われわれ自身にそうするのと同様に「他人において継続する理性過程を尊重する」という「関係」のことである⁽²³⁾。

また、ここでいう「人間」とは、善と悪、いずれをもなす可能性のある存在である⁽²⁴⁾。それは、仮に現在は悪をなす存在であっても、善をなす可能性をもつ。【定式2】は、このような両義的な存在である「人間」に着目したかたちで説明がなされている点で、【定式1】と明らかな対比を見せている。

さらに留意すべきは、草稿上では【定式2】につづけて、サヴィニーが法を「愛の固有の適用と形式」という表現で言い換えていることである⁽²⁵⁾。【定式2】を含む第2草稿を作成するきっかけをサヴィニーに与えたのはベトマン=ホルヴェークだったのであるが、彼にとって「愛」とは根本的な法原理を表わすキーワードだった⁽²⁶⁾。というのも、ここにいう「愛」とは、

(21) Bl. 214rf.

(22) *Savigny*, System I, S. 7.

(23) Bl. 223v.

(24) 後出第6章を参照。

(25) Bl. 223v.

(26) *Hans-Peter, Haferkamp*, Christentum und Privatrecht bei Moritz August von Bethmann-Hollweg, in: *Naturrechts und Staat in der Neuzeit*, Diethelm Klippel zum 70. ↗

キリスト教における「隣人愛」を意味したからである。⁽²⁷⁾かかる意味での「愛」を法原理として活用する考えは、第1草稿には見られない思想なのであった。

このように見てくると、「関係」概念を導入することで法概念の定式が変化したこと、そしてそれは第2草稿の【定式2】からであることがわかる。なお【定式3】は【定式2】を踏襲しており、ほぼ同様の趣旨を表わしているとみてよい。⁽²⁸⁾つまり、重要なのは、【定式1】から【定式2】への変化であり、したがってその変化が生じた理由を探ることである。さきに見たように、第2草稿を作成するきっかけを与えたのは、ベトマン=コメント1であるから、【定式1】から【定式2】への変化を理解するためには、これらの定式をベトマン=ホルヴェークの見解と突き合わせて検討することが必要になる。⁽²⁹⁾

2. 【定式1】と【定式2】に違いはあるか

ところで、以上のように【定式1】から【定式2】への変化が確認できるとしても、これは、いまだ多少の文脈を考慮した文言上の比較による形式的な違いの確認にすぎない。しかし、定式上に違いが存在することは、その違いが概念の実質にまで及んでいることを証明するものではない。定式に文言上の変化がみられたとしても、実質的には同じ趣旨の内容を文言だけ変えて述べた可能性も皆無とは言えないからである。草稿の詳しい検討に立ち入る前に、これら二つの定式に本質的な違いが存在する可能性があるのか否か、まずはこの点を確認しておきたい。

ここで注目したいのは、『体系』の成立過程におけるベトマン=ホル

↘ Geburtstag, herausgegeben von Jens Eisfeld, Martin Otto, Louis Pahlow und Michael Zwanzger (2013), SS. 519-541, hier S. 534.

(27) 後出第5章を参照。

(28) テキストについて *Kiefner*, Das Rechtsverhältnis (前出注1), S. 164f. なお拙著『サヴィニーの法思考』321頁も参照。

(29) この点について、キーフナーは何も述べていない。 *Kiefner*, Das Rechtsverhältnis (前出注1), S. 156.

ヴェークの役割の重要性である。

ベトマン=ホルヴェークは、1835年の3月、サヴィニーから『体系』の執筆を決心した旨の報告を受けるとともに、「それ以降、『体系』の計画の精密な確定と個別の点の仕上げが、われわれの文通の主要な内容となった」旨を記録として書き残している⁽³⁰⁾。実際、サヴィニーは、『体系』の草稿の執筆を開始したとき、その「計画」をベトマン=ホルヴェークに示し、意見を求めている⁽³¹⁾。そしてベトマン=ホルヴェークもその要請に応え、詳細な回答をサヴィニーに提供している⁽³²⁾。つまり、ベトマン=ホルヴェークは、サヴィニーが『体系』の草稿を作成する過程に深く関与した友人の一人だったのである。§. 52の成立過程へのベトマン=ホルヴェークの関与が、こうした関わりの延長線上で生じた現象であったことは間違いない。

このベトマン=ホルヴェークは、さらに興味深いことに、『体系』第1巻が公刊されると、今度はこれに対する書評を公にした⁽³³⁾。総計で40頁以上にわたるこの書評で、ベトマン=ホルヴェークは、とりわけ『体系』における「方法論的・学問論的中心点としての体系それ自身」に着目して論評をおこなっている⁽³⁴⁾。かかる着眼点のゆえに、本書評においてはベトマン=ホルヴェーク自身の法の一般理論への関心もおおいに看取されうる。

ところで、さきに説明したように⁽³⁵⁾、公刊された『体系』の§. 52に採用された法概念は、第1草稿に含まれていた【定式1】であった。第1草稿に対してベトマン=ホルヴェークは、力のこもったコメントを寄せている

(30) *Bethmann-Hollweg*, Familien Nachricht, Bd. 2 (1878), S. 79.

(31) 拙稿「サヴィニー——『現代ローマ法体系』の「計画」について——遺稿に基づく若干の考察」、『産大法学』45巻3・4号(2012年)、81-110頁。

(32) そのごく一部であるが解明を試みたものとして、拙稿「サヴィニー『現代ローマ法体系』の成立過程におけるベトマン=ホルヴェークの指摘の影響——「債務関係の対象」に関わるテキストを素材として」、『産大法学』47巻3・4号(2014年)、606-579頁がある。

(33) *Moritz August von Bethmann-Hollweg*, Rezension zu Savigny, System I, in: *Göttingische Gelehrte Anzeigen* 1840, S. 1573-1620.

(34) *Bethmann-Hollweg*, Rez. zu Savigny, Sytem I, S. 1576.

(35) 前出注20の本文を参照。

から（ベトマン＝コメント 1）、自らのアイデアをサヴィニーが何らかの形で採用することを期待したとしても不思議ではない。実際、サヴィニーはベトマン＝ホルヴェークの見解に全面的に従うかたちで、一度は【定式 2】を含む第 2 草稿を作成した。だが、公刊された『体系』 §. 52 ではそれは採用されなかった。このため、ベトマン＝ホルヴェークから見れば、自分の意見を反映した見解（【定式 2】）は最終的に日の目をみずに終わったことになる。

さて、このように §. 52 の草稿の作成過程に深くかかわったベトマン＝ホルヴェークは、上記書評中、§. 52 に関連するくだりにおいて興味深い叙述を残している。この箇所ではベトマン＝ホルヴェークは、公刊された『体系』 §. 52 節の法概念（すなわち【定式 1】）をほぼその文言どおりに紹介したうえで、つづけて次のように述べている。

「そのさい、〔公刊されたテキストにおいて〕言及されずに残されているのは、別の調整作用〔eine andere Ausgleichung〕が存在することである。この調整作用それ自身は、真に自由で精神的な存在のみに相応しいと考えられうる、すなわち、愛における意思の自由な相互融合〔Ineinandergehen〕によるのである。しかし著者はこのことを示唆してはいる、というのも、われわれの状態の不完全性の結果として、あるいは（罪と呼ぶであろうような）われわれの現実存在の現段階の結果として、法の必要性を考察しているからである。」⁽³⁶⁾

この一節について確認すべき点が三つある。第一に、公刊されたテキストに現われない「別の調整作用」の存在を明らかにすることにより、『体系』で採用された法概念（【定式 1】）とは異質な見解が草稿の推敲過程に

(36) *Bethmann-Hollweg, Rez. zu Savigny, Sytem I, S. 1587.* [] は耳野による補い。ベトマン＝ホルヴェークのこの一節が、『体系』第 52 節の成立過程における自らの関与をふりかえってのことであることは、ハーファカンプの研究も指摘している。*Haferkamp, Christentum*（前出注 26）、S. 534.

において存在したことを、ベトマン=ホルヴェークが示唆していることである。そして第二に、その異質な見解とは、「愛における意思の自由な相互融合」であるとされていることである。少なくともベトマン=ホルヴェークからみれば、かかる「愛における意思の自由な相互融合」は、サヴィニー自身が与えた法概念の定式【定式1】では十全には表現されえなかった思想であり、したがって公刊された法概念の定式では表現されていない要素だった。第三に、しかしそのような異質な見解の存在は、公刊された§. 52においても「示唆」されてはいる。それは「われわれの現実存在の現段階」における「法の必要性」にふれている点にみられる。ここで念頭に置かれているのが、公刊された§. 52の第3段落の内容であることは明らかである。そこでサヴィニーは次のように記している。

「法の必要と現実存在は、われわれの状態の不完全性の帰結である。だがそれは、偶然的で歴史的な不完全性の帰結ではなく、われわれの現実存在の現在の段階と不可分に結びついた不完全性の帰結である。⁽³⁷⁾」

つまりこの一文こそは、ベトマン=ホルヴェークから見れば、公刊された§. 52に採用された法概念（【定式1】）では表現されつくされなかった含意を表わす文章だった。公刊された§. 52では、この一文が【定式1】に付加されることで、【定式2】の含意がかりうじて公けに表現されることになった。つまり、この一文は、草稿の推敲過程において自身が「別の調整作用」を説いたことの痕跡を示す唯一の証拠に他ならなかったのである。

上記のベトマン=ホルヴェークが書評で言及した「愛における意思の自由な相互融合」という思想が、同人のコメント（ベトマン=コメント1）に由来することは明らかである。具体的には、第2草稿において、サヴィニーが【定式2】を「愛の固有の適用と形式」と言い換えていたことを示唆していると思われる。⁽³⁸⁾つまり、これこそが「別の調整作用」の内実で

(37) *Savigny, System I, S. 332.*

(38) 前出注25参照。

あった。それにもかかわらず、かかる「愛」を基盤とする法理解は、最終的に【定式1】が採用された結果、公刊されたテキストでは不十分なたちでしか表現されなかった。こうした帰結がベトマン=ホルヴェークにとって満足のいくものではなかった可能性は、十分ある。書評の上記の引用箇所⁽³⁹⁾が、このような【定式2】が日の目を見なかった事情を念頭に置いて書かれたことは、間違いないであろう。

『体系』§. 52における法概念に対する以上のようなベトマン=ホルヴェークの論評が妥当であるならば、同人の強い影響下で作成された第2草稿において採用され、その内容を集約的に表現する【定式2】は、【定式1】とは異なる趣旨を含む法概念の定式であった、ということになる。つまり「人間と人間の関係の規則としての法」という【定式2】は、ベトマン=ホルヴェークの立場からすれば、【定式1】にない異質な要素を含む独自の法概念を表わしていたことになる。この意味で、【定式1】と【定式2】との間には、本質的な違いが存在する可能性がある。

第3章 ベトマン=ホルヴェークによる法の宗教的基礎づけとその帰結

1. 『綱要』「序論」における試み

以上のように見てくると、【定式2】の成立にあたって、ベトマン=ホルヴェークの影響が大きな意味をもったことは明らかである。したがって、この定式の精確な意味を解明するためには、ベトマン=ホルヴェークの思想の特徴をまずは把握しておく必要がある。それゆえ、ここでは、法概念の基礎づけに焦点を絞って同人の法思想の特徴を確認しておきたい。

ベトマン=ホルヴェークがサヴィニーの最も信頼する友人にして法学者の一人であったことは、よく知られている⁽⁴⁰⁾。学術的貢献として民事訴訟法

(39) 前出注36参照。

(40) *Landsberg, Geschichte der deutschen Rechtswissenschaft* (2. Neudruck der Ausgabe, München 1910 (Nd. 1978)), Abteilung 3, Hlbband 2, SS. 471-475, Noten, SS. 129-132.

の分野を歴史法学の立場から研究したことで知られるが、このような選択そのものがサヴィニーの示唆によるものだった⁽⁴¹⁾。しかしながら近時の研究が示すところでは、こうした業績だけではなく、独自の法思想家としての意義も無視できない。それはなにより、法のキリスト教的基礎づけの面に現われている。

ハーファーカンプの2013年の論文『M. A. v. ベトマン=ホルヴェークにおけるキリスト教と私法』によれば、ベトマン=ホルヴェークは、19世紀の前半の「歴史法学派」の法学者のなかで、キリスト教による法の基礎づけを試みた最初の人物のひとりであった⁽⁴²⁾。このような試みとして重要なものが、同人が1832年に公刊した『普通法およびプロイセン法における民事訴訟論の講義綱要』第三版の序論〔Vorrede〕（以下『綱要』『序論』とよ⁽⁴³⁾ぶ）である。このテキストは、そもそもは民事訴訟法学の教材の序論であるが、そこには法の一般理論がベトマン=ホルヴェーク自身の言葉で述べられている。

ベトマン=ホルヴェークは、この『綱要』『序論』において、まずは自身が歴史法学派の法理解に立つことを明らかにしている。「法は立法者の恣意的産物ではなく、民族の精神的人格の一側面、民族の法的確信と習俗の総体であり、……必然的に民族の全独自性ととも⁽⁴⁴⁾に与えられる。」そのうえで、彼は法と倫理の「関係⁽⁴⁵⁾を正しく規定すること」の重要性を力説している。そのさい前提とされるのは、「人間は、個別化においてではなく共

(41) *Haferkamp*, *Christentum* (前出注 26), S. 524. *Bethmann-Hollweg*, *Familien Nachricht*, Bd. 1 (1876), S. 376.

(42) *Haferkamp*, *Christentum* (前出注 26), S. 526f. シュタールはすでに1830年に『法哲学』第1巻を公刊していたが、これは哲学史を内容とするものであり、独自の哲学体系の記述は1833年の同第2巻を待たねばならなかった。ベトマン=ホルヴェークに先行する業績としてあげられうるのは、ゲッセルのそれである。以下のタイトルがあげられている。K. F. Göschel, *Zerstreute Blätter aus den Hand- und Hälfsakten eines Juristen*, Erster Teil, erfurt 1832.

(43) *Bethmann-Hollweg*, *Grundriß zu Vorlesungen über den gemeinen und Preußischen Civilprozeß*, 3ter vermehrte Ausgabe, 1832, SS. I-XLII.

(44) *Bethmann-Hollweg*, *Grundriß*, 3. A. (1832) (前出注 43), S. V.

(45) *Bethmann-Hollweg*, *Grundriß*, 3. A. (1832) (前出注 43), S. X.

共同体にその規定を見出す⁽⁴⁶⁾」こと、そして「かかる共同体が、理性的で倫理的な共同体、それどころか倫理を促進する共同体ですらあらねばならない⁽⁴⁷⁾」ことである。たとえば、家族はそうした共同体なのであり、そこでは、「家父長がとりわけ、伝達的、保護的、指導的に振る舞い、他の構成員は、むしろ受け身で従順に振る舞う⁽⁴⁸⁾」という対峙関係がみられる。そして、このような対峙関係は家族を越えて、民族にまで拡大して考えることのできるものである。ここで問題になるのが、「始原的には結びつけられていた諸機能の分裂」である。すなわち、現在に生きる人間にとっては、教会と国家の分離を所与の前提とせざるえない。「われわれは国家において倫理的共同体あるいは法的共同体を、あるいは同じことであるが、自由を規律の道、強制の道において、つまり、何よりただ外的にのみ追求する」が、その一方で、「人間全体をその最内奥の中心点から、つまり精神から、神とその人類との完全な共同体へと、そして最高の自由へと導くことを、教会に委ねている⁽⁴⁹⁾」のである。

そして、まさにかかる分裂状態から「法と倫理法則ないし神的法則との関係が与えられる」とベトマン=ホルヴェークはいう。ここでは、倫理的なもの、神的法則と同一視される。「法はその内容をなにより倫理法則ないし神的法則から作り出す、それどころか、法は、政府の力により国家の内部で現実化されうるかぎり、倫理法則ないし神的法則と同一である⁽⁵⁰⁾。」

このような場合、注意が必要なのは、それでも法は倫理と区別されるとされ、法と倫理が「実定的混和」というかたちを取ることである。それは、法は実定法として倫理とは区別されつつ、しかし倫理との関係を失うことなく、倫理の実現に寄与することを意味する。なぜなら、「多様な諸民族

(46) *Bethmann-Hollweg*, Grundriß, 3. A. (1832) (前出注 43), S. X.

(47) *Bethmann-Hollweg*, Grundriß, 3. A. (1832) (前出注 43), S. VI.

(48) *Bethmann-Hollweg*, Grundriß, 3. A. (1832) (前出注 43), S. VI.

(49) *Bethmann-Hollweg*, Grundriß, 3. A. (1832) (前出注 43), S. VI.

(50) *Bethmann-Hollweg*, Grundriß, 3. A. (1832) (前出注 43), S. VII.

の倫理的精神」は、「多様な倫理のための同一の一般的倫理的理念を形成する」のみならず、「同じ一般的目的を達成するためにも、きわめて多岐にわたる手段を選択する」からである。ここに、多様なもののなかに一般的なもの⁽⁵¹⁾の追求をおこなう「法学の課題」が明確に示される。この課題をベトマン=ホルヴェークは次のように言い換えている。

「……法学は、真に善く正しいことの認識というよりは、真に善く正しいことがそれによって間接的に実現されうるための諸規定を発見するための技芸である。それゆえ、われわれ法律家はつねにこうした手段に携わっているのであり、こうした手段には、法律学的諸概念・諸規則⁽⁵²⁾の装置全体とそれらの取り扱いの技術が属する。」

ベトマン=ホルヴェークはこのように述べて、法学が直接的に「真に善く正しいこと」を認識することを目的とするのではなく、そうしたものが実現されるための規定を見いだす、こういってよければ倫理的なものを実現するための手段——しかしここにも倫理的内容が含まれていないわけではない——としての役割をもつことを強調し、法的概念もまたそうした役割を担うものであると説く。このように述べたベトマン=ホルヴェークは、実際、この『綱要』「序論」においても、明らかにサヴィニーのそれを踏襲すると思われる法学方法論についても相当の分量を割いて説明をおこなっている。すなわち、「学問的方法」とは、「法の歴史」、「釈義」、「内面的な有機的連関の承認」つまり体系的方法のことであり、これら「三部門の統合された使用が、実定法の本質への洞察、実定法の根本的知識に到達するための、唯一の道⁽⁵⁴⁾」であるとされる。そして、このよ

(51) *Bethmann-Hollweg, Grundriß*, 3. A. (1832) (前出注 43), S. VII.

(52) *Bethmann-Hollweg, Grundriß*, 3. A. (1832) (前出注 43), S. VIII.

(53) *Bethmann-Hollweg, Grundriß*, 3. A. (1832) (前出注 43), S. V-X.

(54) *Bethmann-Hollweg, Grundriß*, 3. A. (1832) (前出注 43), S. VI この文脈でのベトマン=ホルヴェークの意図はかかる法学観が実務家にも不可欠であることを説くことにある。なお、三つの方法が統合的に作用することがサヴィニーの法学方法論の核心部分であった。

うな方法によって把握される法は、それ自体として二重の性格を有している。「われわれは……法における二重の必然性を発見した。一面では、民族の驚嘆すべき個性に基づく歴史的必然性、他方では、法のあらゆる個別のものがその全体において根拠と説明を見出すところの体系的必然性である。⁽⁵⁵⁾」くわえて、ここには法の内容として「一般的な人間的必然性」、換言すれば「法の一般的・倫理的内容」が付加されねばならない。いわば、⁽⁵⁶⁾法律学は、独自の内的連関をもつ「有機的」体系であるとともに、倫理的価値をも内在させるものでなければならない。この意味で、神的正義を実現するための方法として、法律学はそれ自体としての独自の体系性と価値論をもつ。

ハーファカンプは、法律学の課題に対するベトマン=ホルヴェークのこのような理解について、「彼は法学を神的に作用する正義と実定法の間の中間項にした⁽⁵⁷⁾」と理解する。法律学は、上記のように国家と教会が分裂している現状にあって、社会の「倫理化のための原動力として媒介をおこなう⁽⁵⁸⁾」という独自の役割を担う。というのも、法律学は「真の法と正義を、その領域つまり国家にとって適切な手段を通じて実現する」からであり、まさにそれゆえに、それは「法的英知」と呼ばれるのである。⁽⁵⁹⁾このような役割をもつ法律学には、具体的には二つの活動領域が与えられ⁽⁶⁰⁾る。

第一の活動領域は、倫理的なものとしての神的正義を希求する法律家の「法感情の発展と活性化」である。ベトマン=ホルヴェークは、そのために

↘ ことは、その講義録に繰り返し現われている。*Friedrich Carl von Savigny, Vorlesungen über juristische Methodologie 1802-1842, herausgegeben und eingeleitet von Aldo Mazzacane, Neue, erweiterte Ausgabe, Studien zur europäischen Rechtsgeschichte, Bd. 174, Frankfurt am Main, 2004* を参照。

(55) *Bethmann-Hollweg, Grundriß, 3. A. (1832) (前出注 43), S. IXf.*

(56) *Bethmann-Hollweg, Grundriß, 3. A. (1832) (前出注 43), S. X*

(57) *Haferkamp, Christentum (前出注 26), S. 527.*

(58) *Haferkamp, Christentum (前出注 26), S. 527.*

(59) *Bethmann-Hollweg, Grundriß, 3. A. (1832) (前出注 43), S. VII.*

(60) *Haferkamp, Christentum (前出注 26), S. 528f.*

は、なにより法律家の「倫理的本質の強化」が必要であるという。⁽⁶¹⁾それは、「哲学すること」⁽⁶²⁾を通じて、「すべての法の根拠を人間精神の本性において証明すること」を法律学に求める。この場合、法の哲学的考察は、「抽象化に閉じこまる」のではなく、「特殊なものの中に一般的なものを認識するという課題」を設定し、「あらゆる個々の法関係に……光を注ぐ」⁽⁶³⁾のである。そして、そうした企てを追求する法律家には、「信仰の道」による「光が彼の全存在をとらえ、若返らせ、活性化することにより、彼のなかのあらゆる力に新たな飛躍を与える」。このことにより、法律家は思弁の領域を超えて、「永遠の法、神の法則」へと到達し、それを「曖昧な感情としてのみならず、彼の魂の明らめられた最内奥の欲求として」受け入れることになる。⁽⁶⁴⁾

第二の活動領域は、上記のような法感情を有する法律家が立ち返るべき「理由を意識する」⁽⁶⁵⁾ことである。ここにいう「理由」とは、一方では、法律家がそれを通じて「法そのものの本質あるいは眼前の法関係の一般的本性へとふたたび引き戻される」理由のことであり、他方では、法律家がそれを通じて「実定法へと引き戻される」理由のことである。こうのちとくに後者との関連で、ベトマン=ホルヴェークは、「実定的法規もまた真の法を実現しよう」とするものだと述べて、「実定法」が「神聖である」こと、そしてこれを法律家が「理解し、忠実に適用しようとするべき」⁽⁶⁶⁾ことを力説する。このような「法律学的技芸」の模範例をローマの法律家のそれに見つつ、ベトマン=ホルヴェークはその活動を次のように説明している。⁽⁶⁷⁾すなわち法律家は「最高の目的、つまり真の正義を促すことをつねに視野に

(61) *Bethmann-Hollweg*, Grundriß, 3. A. (1832) (前出注 43), S. VIV.

(62) *Bethmann-Hollweg*, Grundriß, 3. A. (1832) (前出注 43), S. VIII.

(63) *Bethmann-Hollweg*, Grundriß, 3. A. (1832) (前出注 43), S. VIII.

(64) *Bethmann-Hollweg*, Grundriß, 3. A. (1832) (前出注 43), S. VIV.

(65) *Bethmann-Hollweg*, Grundriß, 3. A. (1832) (前出注 43), S. XV.

(66) *Bethmann-Hollweg*, Grundriß, 3. A. (1832) (前出注 43), S. XVI.

(67) *Bethmann-Hollweg*, Grundriß, 3. A. (1832) (前出注 43), S. XVII.

(68) *Bethmann-Hollweg*, Grundriß, 3. A. (1832) (前出注 43), S. XVI.

入れ」つつ、「実際の法を公式の法と一致させるべく常に努める」であり、「公正の外観の下で無制限な恣意を導入したり、あるいは強制可能なものの限界を踏み越えること」などすべきではない、というのである。つまり法律家は「神聖」な「実定法」の内容を公式の正義として実現する使命をもつ。

以上のようなベトマン=ホルヴェークの見解について、ここでは以下の点に着目したい。

第一に、法が必要とされるようになった由来についての説明である。ここでは、始原的には法と倫理が神的な支配権のもとで統一されていたのが、現代では国家と教会に分裂して担われていると説かれる。法と倫理のこのような分裂が「われわれの現実存在」の「不完全性」の現われを意味するのであれば、⁽⁶⁹⁾かかる分裂への言及こそは、ベトマン=ホルヴェークが第1草稿に欠けていると、したがって【定式1】に欠けていると考えた要素である。それはすなわち、ベトマン=ホルヴェークのいう「法の必要性」を裏づける要素である。このことは、のちのベトマン=コメント1（1838年）につながる要素がこの『綱要』「序論」の時点（1832年）においてすでに現われている、ということでもある。

第二に、それゆえ、倫理的なものは本来、神により示される正義と同一視されるべきとされている、ということになる。法と倫理との関係は、法と「倫理法則ないし神的法則」との関係として言い換えられる。もっともハーファカンフによれば、『綱要』「序論」の段階では、「高次の倫理的原理」は前提されてはいるものの、その内実が詳細に明らかにされたわけではなかった。ただこれによって、彼は「法に支えを与え」ようとするとともに、「指針となる倫理の基礎づけを個人的啓示に求めるだけではない」⁽⁷¹⁾かたちで試みたとは言えるのである。この点が、やはりのちのベトマン=コメント1における宗教的基礎づけをとまなう法原理の展開へとつながっ

(69) 前出注 37 を参照。

(70) 前出注 36 を参照。

(71) *Haferkamp, Christentum*（前出注 26）、S. 533.

てゆく。

第三に、しかし、同時に法と倫理とは明確に区別されている。法は「中間項」ないし「媒介」といった用語で表わされる機能を担う。すなわち、神により示される正義を、人間の世界に伝えるための媒介項としての役割をもつ。法律学はそのために自立的な体系として存在する。

第四に、ここから法律家には二つの活動領域が与えられる。一つは、倫理的なものを把握する「法感情」である。いま一つは、法律家が法へと立ち返るべき「理由」を意識することである。とりわけ神的正義を伝える媒体としての実定法を法律家が尊重すべきことである。

2. 『綱要』『序論』に対するサヴィニーの評価とその帰結

ところで、このような内容をもつ『綱要』『序論』は、サヴィニーにより高く評価された。ベトマン=ホルヴェークの記録によれば、サヴィニーは⁽⁷²⁾『綱要』『序論』の感想を1832年11月25日付の書簡でベトマン=ホルヴェークに伝えたのだった。それによれば、サヴィニーは二つの点で同書の内容を称賛したとされている。

第一は、ベトマン=ホルヴェークが、サヴィニーの思想を自分の言葉で的確に表現したことに対する賛辞である。⁽⁷³⁾サヴィニーがいうには、この『綱要』『序論』においては、「われわれが生涯の大部分を通じて親しみを育んできた」と同時に「われわれにとって好ましく重要になった」「思想と確信」が、「他人の精神において新たに生まれ」、「新たな独自の表現により若返らせ」られている。これは、いわば「真理のための証言をおこなう宣誓補助人」を得たようなものである。このように、サヴィニーはベトマン=ホルヴェークが自らのまぎれもない同志であることを強調している。

第二は、法の宗教的基礎づけの試みへの称賛である。⁽⁷⁴⁾サヴィニーにとって、『綱要』『序論』にみられた「倫理的・宗教的側面」についての言及、

(72) *Bethmann-Hollweg*, Familien Nachricht, Bd. 2 (前出注 30), S. 71-73.

(73) *Bethmann-Hollweg*, Familien Nachricht, Bd. 2 (前出注 30), S. 72.

(74) *Bethmann-Hollweg*, Familien Nachricht, Bd. 2, (前出注 30), S. 72f.

「はっきりとした、とらわれのない宗教的証言」は称賛に値するものだった。そのうえで、サヴィニーは、「この研究については私にとってすべてが正しい」と述べ、ベトマン=ホルヴェークの試みを全面的に肯定している。ここにサヴィニーはベトマン=ホルヴェークが優れた法思想家でもあることを認め、「この研究を模範としても推奨したい、これによって人は、自由であるとはどういうことか、自分自身に属するとはどういうことかを見ることができる」とまで称賛したのである。ハーファ坎プの記述に従うなら、⁽⁷⁵⁾「キリスト教的に基礎づけられた法論は、神的啓示を受け入れることを法律家に明確に要求するものであり、かかる法論についてのかかる明白な告白について、ベトマン=ホルヴェークは、……サヴィニーと完全な意見の一致をみた」のであり、両名は「直観的で「真理」に従う・法律家の認識の道を取ることを告白する点で、非常に似通っていた」のである。

このように、サヴィニーは、『綱要』「序論」におけるベトマン=ホルヴェークの法思想を全面的に評価し、肯定している。そして評価の対象となる要点の一つが、法と倫理の関係の究明、とりわけ倫理としてのキリスト教との関係の究明にあつたことは明らかである。⁽⁷⁶⁾

くわえて、サヴィニーとベトマン=ホルヴェークのこのような思想的共鳴の生じた時期が、1832年11月という時期だったことにも留意する必要がある。なぜなら、サヴィニーが『現代ローマ法体系』の執筆作業に着手するのは、それからわずか2年半ほどのちの1835年の春のことだからである。⁽⁷⁷⁾この執筆作業においてベトマン=ホルヴェークがひとかたならぬ協力を提供したことについて、すでにふれたところである。⁽⁷⁸⁾そのさい、『綱要』「序論」をめぐる二人の思想的了解がサヴィニーの『体系』の作成過

(75) *Haferkamp*, *Chritentum* (前出注 26), S. 529.

(76) *Nörr*, *Savignys philosophische Lehrjahre* (前出注 11), S. 346ff. にサヴィニーにおけるキリスト教の意義について解説がなされている。「サヴィニーのキリスト教は経験主義的・神秘主義的で、後期啓蒙主義・啓蒙主義以後の覚醒神学の特徴を帯びている。自然と人間は等しく救済を追求する。」(S. 347.)

(77) *Savigny*, *System I*, S. XLIX.

(78) 前出注 30-32 の本文参照。

程にも何らかのかたちで影響を及ぼした可能性は、十分考えられるのではないだろうか。

以上から、サヴィニーがベトマン=ホルヴェークの思想に深く共鳴したこと、とりわけ法の宗教的基礎づけの見解に強く共感したことが確認されるとともに、その数年後には、ベトマン=ホルヴェークとのそのような関係を維持したまま、かつ同人の強い関与のもとで『体系』の草稿の執筆にとりかかったことが推測される。